

課税限度額の見直しの効果

●見直しによる調定額の増減見込み

課税年度	地方税法	課税項目	現状の課税限度額	今回増加分	見直し後の課税限度額	調定額の増減見込み
H30	H29基準	医療給付費分	520,000円	+20,000円	540,000円	+8,394,643円
		後期高齢者支援金等分	170,000円	+20,000円	190,000円	+5,783,649円
		介護納付金分	160,000円	+0円	160,000円	+0円
		合計	850,000円	+40,000円	890,000円	+14,178,292円

課税限度額超過世帯割合		
2.32%	⇒	2.18%
1.71%	⇒	1.43%
0.20%	⇒	0.20%

●課税限度額の引き上げの効果と注意点

- ・法定課税限度額は、地方税法施行令(政令)により内閣が定める。以前は法律で定めていたため、法定というが、現在は政令事項。
- ・課税限度額を引き上げることは、**低～中間所得層に負担を求めることなく増収**を図ることができるメリットがある。
- ・課税限度額を無制限に上げると、高所得者の納税意欲を低下させ、保険者相互の支えあいという国保本来の形をゆがめることにつながりかねない。
- ・ここ数年、毎年課税限度額が引き上げられてきたが、**所得水準の低い市町村等では相対的に低い所得で課税限度額に達している実態があることから、平成29年度の税制改正では引き上げが見送られた。**

(捕捉) 賦課限度額の引上げ後、それだけでは足りずに、税率を引き上げるとする。すると限度額超過者が増えてしまい、せっかく1.5%に近づいた限度額超過者割合がまた1.5%から乖離してしまうだけでなく、限度額に達する所得が低下する。そうすると、中間所得者層への配慮につながらない。

- ・社会保障改革プログラム法では、負担の公平を図る観点から、法定課税限度額の引き上げを政府に求めている。
- ・厚生労働省は、被用者保険との公平を図る観点から平成27年度から1.5%ルールを導入。

※1.5%ルールとは、健康保険法の規定により、標準報酬月額表の最高等級に該当する被保険者の割合を0.5～1.5%の間にするよう法定されている被用者保険とのバランスを考慮し、この水準を準用して国保の課税限度額超過世帯割合が1.5%に近づくよう段階的に引き上げるもの

- ・厚生労働省は、平成30年度以降は93万円に引き上げるとしている(社会保障審議会・医療保険部会第100回会合 H29年11月18日)。
- ・国の特別調整交付金は県の推薦がないともらえないが、県の推薦基準には「法定課税限度額としていること」が入っている。